

「JEAC4111-2003原子力発電所における安全のための品質保証規程」
平成19年度コース 講習会 [平成20年2月14～15日] 質問対応

No.	質問日	章項番号	質 問	回 答
1-1	H20.2.5	8.2.3	7.1業務の計画で策定した全てのプロセスに対し、8.2.3プロセスの監視・測定する必要があるか？ それとも、8.2.3プロセスの監視・測定は、7.1業務の計画で策定したプロセスのうち、組織が必要と決めたプロセスに対してのみ実施すればよいのか？	プロセスの監視及び測定の対象範囲は、「7.1業務の計画」に限定してはいけません。4.1(2) a)で明確にしたプロセス全てが対象です。(詳細はJEAG4121 122頁の解説を参照) その中から、組織にとって必要な監視(測定)項目を設定していくことになります。(プロセスの最終アウトプットを監視するのではなく、プロセスの最終アウトプットに影響するポイントを監視することが大切です。)